

平成 2 0 年 3 月 5 日

平成 2 0 年第 1 回 岬町議会定例会

第 2 日 会議録

平成20年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

平成20年3月5日(水)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 1 名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 嶋 本 良 二
総 務 部 理 事 古 田 正	総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明
企 画 部 長 竹 本 靖 典	住 民 部 長 白 井 保 二
住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 副 理 事 兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 岡 本 茂
教 育 部 副 理 事 兼 青 七 文 七 所 長 一 本 稔 明	教 育 部 副 理 事 兼 淡 輪 公 民 館 長 谷 口 桂 三

総務部 四至本 直 秀 総務部危機管理課長 亀崎 義 夫
行財政改革課長
住民部保険年金課長 古橋 重 和 企画部企画人事課長 保井 太 郎

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博 議会事務局主幹 竹 下 雅 樹
兼 議 会 係 長

議事日程

- 日程1 議案第1号 平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件
- 日程2 議案第2号 平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件
- 日程3 議案第3号 平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件
- 日程4 議案第4号 平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次)の件
- 日程5 議案第5号 平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件
- 日程6 平成20年度当初予算に関する説明
- 日程7 議案第6号 平成20年度岬町一般会計予算の件
- 日程8 議案第7号 平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件
- 日程9 議案第8号 平成20年度岬町国民健康保険特別会計予算の件
- 日程10 議案第9号 平成20年度岬町老人保健特別会計予算の件
- 日程11 議案第10号 平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程12 議案第11号 平成20年度岬町下水道事業特別会計予算の件
- 日程13 議案第12号 平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件
- 日程14 議案第13号 平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件
- 日程15 議案第14号 平成20年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件
- 日程16 議案第15号 平成20年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件
- 日程17 議案第16号 平成20年度岬町深日財産区特別会計予算の件

日程18	議案第17号	平成20年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件
日程19	議案第18号	平成20年度岬町谷川財産区特別会計予算の件
日程20	議案第19号	平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件
日程21	議案第20号	平成20年度岬町水道事業会計予算の件
日程22	議案第21号	工事請負契約中変更の件(公共下水道汚水管埋設工事(24-4))
日程23	議案第22号	一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件
日程24	議案第23号	岬町後期高齢者医療に関する条例を制定する件
日程25	議案第24号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件
日程26	議案第25号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件
日程27	議案第26号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程28	議案第27号	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件
日程29	議案第28号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程30	議案第29号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件
日程31	議案第30号	岬町特別会計条例の一部を改正する件
日程32	議案第31号	岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する件
日程33	議案第32号	岬町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する件
日程34	議案第33号	岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部を改正する件
日程35	議案第34号	岬町国民健康保険条例の一部改正する件
日程36	議案第35号	岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件
日程37	議案第36号	岬町公民館条例の一部を改正する件
日程38	追加日程	一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件の訂正の件

(午前10時00分 開議)

辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第1回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時でございます。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

辻下正純議長 日程1、議案第1号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程1、議案第1号、平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件につきまして、概要を説明いたします。

本町の財政状況は極めて厳しい状況にあり、歳入面では国の三位一体改革に伴う補助金、交付金制度の見直しや、地価の下落による町税収入の落ち込み等により、歳入が減少するとともに、また、歳出面におきましては、少子高齢化の進展や医療制度の見直し等による社会保障関係経費の増加に加えて、公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、今年度におきましても多額の財源不足が予想されております。これに伴い大阪府市町村振興補助金や大阪府市町村施設整備資金貸付金に加えて、退職手当債など特定財源の確保に向けて、現在、関係機関と協議、調整を行っているところでございます。したがいまして、今般の補正予算につきましては、法令等に基づくものや緊急性の高い経費などの真に必要な経費及び不用見込額の調整などを中心に編成いたしております。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,039万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,201万8,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、216万8,000円を減額計上いたしております。主な内容と

いたしましては、障害者自立支援給付費負担金48万3,000円及び地域生活支援事業費等補助金434万5,000円をそれぞれ減額する一方、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金262万5,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、207万8,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金270万4,000円を計上する一方、地域生活支援事業費等補助金217万3,000円及び農作物鳥獣被害防止対策事業補助金149万1,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算の財源調整といたしまして、1,804万4,000円を減額計上いたしております。

諸収入につきましては、土砂採取跡地整備受託事業収入100万円及び特定交通安全施設等整備受託事業収入710万9,000円、合わせまして810万9,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページ、4ページをご参照願います。なお詳細につきましては、9ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、197万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、昨年12月末付の副町長退任に伴う退職手当307万2,000円を計上するとともに、今年度末までの3カ月の不在期間に係る給料等の減額調整するものでございます。

民生費につきましては、386万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、身体障害者日常生活用具給付費246万2,000円及び身体障害者移動支援事業給付費531万1,000円をそれぞれ減額計上する一方、国民健康保険特別会計繰出金（基盤安定）でございますが、365万2,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、美化センター定期点検に係る消耗品711万円、修繕料907万円及び嘱託職員賃金等合わせまして2,029万2,000円減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、農作物鳥獣被害防止対策事業補助金149万1,000円の減額など、134万円を減額計上いたしております。

商工費につきましては、海釣り公園整備事業に係る設計業務委託料100万円を減額計上いたしております。

土木費につきましては、土砂採取跡地整備事業に係る設計業務委託料320万円及び特定交通安全施設等整備工事677万8,000円、合わせまして997万8,000円を減額計上いた

しております。

消防費といたしましては、人事院勧告に伴いまして、阪南市岬町消防組合負担金69万4,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、340万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、小学校改修工事73万3,000円、中学校光熱水費120万3,000円、共同調理場燃料費80万7,000円となっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程2、議案第2号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程2、議案第2号、平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出の予算の総額に、それぞれ151万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,153万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

補正予算の内容といたしましては、住宅新築資金分の貸付者のうち償還期限前に繰上償還が行われたことに伴い、公債費に係る地方債におきましても、同様に繰り上げて償還を行うものでございます。

歳入につきましては、諸収入といたしまして貸付元利収入を、歳出につきましては、公債費といたしまして地方債元利償還金にそれぞれ151万5,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程3、議案第3号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程3、議案第3号、平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）について、ご説明させていただきます。

今般の補正予算は、保険基盤安定繰入金及び老人保健医療費への拠出金の確定に伴う補正予算でございます。

それでは、補正予算の内容について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,650万4,000円とするものでございます。

歳入予算の概要について、ご説明いたします。

予算書の2ページを、詳細につきましては5ページ及び6ページをあわせてご参照願います。

国民健康保険料として、61万1,000円を減額補正するものであります。今回の補正予算においては、特定財源の確定に伴う一般財源である国民健康保険料の減額を行う補正であります。

次に、国庫支出金、国庫負担金として228万円を、国庫補助金として60万3,000円をそれぞれ増額補正するものであります。これは老人保健医療費拠出金の確定に伴う補正であります。

次に、府支出金、府補助金として46万9,000円を増額補正するものであります。これは国庫支出金と同様に、老人保健医療費拠出金の確定に伴う補正でございます。

次に、繰入金、他会計繰入金として、365万2,000円を増額補正するものであります。これは低所得者に対する国民健康保険料の減額を図る保健基盤安定制度に基づく保険料軽減額が確定したことに伴い、この軽減額相当分を一般会計から繰り入れを受ける補正でございます。

続きまして、歳出予算の概要について、ご説明いたします。

予算書の3ページを、詳細につきましては6ページをあわせてご参照願います。

保険給付費、療養諸費においては、財源更正に係る補正を行うものであります。これは低所得者に対して、その者の所得の状況に応じて保険料を軽減して賦課しておりますが、この軽減に伴う保険料の減収相当額は、一般会計からの基盤安定制度による繰入金で補てんすることとなり、今般、一般会計からの繰入額と国民健康保険料等、財源更正を行う補正を行うものでございます。

次に、老人保健拠出金において、639万3,000円を増額補正するものであります。これは老人医療費に係る経費の拠出を保険者に義務づけられていますが、国民健康保険会計が拠出しなければならない医療費拠出金及び事務費拠出金の確定に伴う補正でございます。

以上が平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の主な内容でございます。

本件につきましては、民生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程4、議案第4号「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程4、議案第4号、平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）の件について、ご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、（仮称）小島浄化センター整備事業に係る事業費の繰り越しによるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

繰越明許費としまして、第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費によるものです。

2ページをご参照願います。

繰越明許費としまして、事業名、(仮称)小島浄化センター整備事業に係る事業費の7,930万円を繰り越すものです。繰越理由としましては、(仮称)小島浄化センター新築工事の工事進捗に当たり、隣接する大阪府発注工事との調整に期間を要したため、年度内に、平成19年度分の出来高の完成が困難となり、事業費を繰り越すものです。繰越額の内訳としましては、工事請負費7,729万円、工事管理委託料191万円、事業費の消耗品費10万円となっております。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程5、議案第5号「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 日程5、議案第5号、平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ246万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,500万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、4ページ、5ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

歳入の補正予算としまして、まず、国庫支出金として55万9,000円の増額補正でございます。内容としましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修に伴う国庫補助金でございます。

次に、寄附金としまして5万円の増額補正でございます。内容としましては、泉州南なでしこライオンズクラブ様より、高齢者福祉の推進のために寄附をいただいたもので、歳入するものでございます。

次に、繰入金、一般会計繰入金として185万6,000円の増額補正でございます。これは介護保険制度改正に伴うシステム改修事業に充当するための一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

総務費、介護保険OA経費としまして241万5,000円の増額補正でございます。これは介護保険制度改正によるシステム改修と介護情報と医療情報との突合により、介護給付の適正化を図るための改修費用でございます。

続きまして、地域支援事業として5万円の増額補正でございます。内容としましては、歳入の項で説明しました寄附金を活用し、介護予防運動のための備品購入費として使用したく計上しております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 お諮りいたします。

日程6「平成20年度当初予算に関する説明」から日程21、議案第20号「平成20年度岬町水道事業会計予算の件」までの16件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、日程6から日程21、議案第20号までの16件を一括議題にすることに決定しました。

平成20年度当初予算に関する説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程6、平成20年度当初予算に関する説明及び日程7、議案第7号、平成20年度岬町一般会計予算の件から日程21、議案第20号、平成20年度岬町水道事業会計予算の件まで、合わせまして16件の提案の説明をさせていただきます。長時間になると思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、まず、平成20年度岬町一般会計予算の件について、ご説明いたします。

予算書2ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ63億2,000万円を計上いたしております。対前年度比1.1%の減となっております。

なお、平成20年度予算では、補償金免除繰上償還に係る借換債の発行に伴いまして、歳入歳出にそれぞれ2,928万8,000円を計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は1.6%の減となっております。

また、一般会計予算には、国と大阪府合わせまして3億1,686万1,000円の受託事業を計上いたしております。平成19年度には、同じ5億646万円を計上いたしておりますので、さきの借換債とあわせまして受託事業経費を除くと、財政規模は対前年度比1.5%の増となっております。

第2条は、債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は、予算書10ページ、第2表債務負担行為に掲げております。債務負担行為設定事項は、淡輪公民館空調設備借上事業となっております。

第3条の地方債につきましては、予算書11ページ、第3表地方債に掲げております。漁港整備事業ほか6事業について、事業ごとの地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書13ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、16ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1町税につきましては、24億5,652万4,000円を計上いたしております。都市公園区域の変更に伴う固定資産税の増額などにより、対前年度3,955万7,000円の増額となっております。

款2地方譲与税から款9地方特例交付金までの各種譲与税、交付金につきましては、3億7,466万7,000円を計上いたしております。平成19年度の収入見込み及び平成20年度の地方財政計画などを考慮するとともに、地方特例交付金において住宅ローン控除に係る減収補てん特例交付金の創設などを踏まえ、対前年度3,503万3,000円の減額となっております。

款10地方交付税につきましては、本町の税収等の状況及び地方財政計画などを踏まえ、対前年度4,500万円減額の16億500万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が13億8,500万円、特別地方交付税が2億2,000万円となっております。

款11交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12分担金及び負担金につきましては、学校給食保護者負担金の増加などにより、対前年度434万1,000円増額の1億1,778万4,000円を計上いたしております。

款13 使用料及び手数料につきましては、都市公園区域の変更に伴い、公園用地及びゴルフ場使用料が町税に移行されたことなどにより、対前年度9,341万1,000円減額の7,579万6,000円を計上いたしております。

款14 国庫支出金につきましては、まちづくり交付金の減少などにより、対前年度114万7,000円減額の1億9,862万6,000円を計上いたしております。

款15 府支出金につきましては、参議院議員、大阪府知事、大阪府議会議員選挙に係る執行委託金の減少などによりまして、対前年度2,010万1,000円減額の3億4,336万7,000円を計上いたしております。

款16 財産収入につきましては、第二阪和国道延伸に伴う土地売却収入の増加により、対前年度1,604万4,000円増額の2,361万4,000円を計上いたしております。

款17 寄附金につきましては、人権啓発費寄附金といたしまして、新たに10万円を計上いたしております。

款18 繰入金につきましては、対前年度6,498万4,000円増額の2億4,630万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、当初予算で必要な財源を確保するため、財政調整基金1億4,000万円及び公共施設整備基金1億円を繰り入れるほか、粗大ごみ等不法投棄対策事業などに充当するため、淡輪・深日・多奈川の各財産区特別会計から合わせまして486万5,000円を、また、介護保険特別会計繰出金に充当するため、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）から144万3,000円の繰り入れを行うものでございます。

款20 諸収入につきましては、4億2,922万6,000円を計上いたしております。関西国際空港2期事業の土砂採取跡地整備事業に係る大阪府受託事業収入の減少などにより、対前年度1億6,562万2,000円の減額となっております。

款21 町債につきましては、4億4,498万8,000円を計上いたしております。ごみ処理施設整備事業債や借換債の増加などにより、対前年度1億6,528万8,000円の増額となっております。なお、借換債を除く対前年度は1億3,600万円の増額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書15ページをごらんください。なお、詳細につきましては32ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

款1 議会費につきましては、対前年度410万3,000円減額の1億787万4,000円を計上いたしております。

款2 総務費につきましては、退職手当や各選挙執行経費の減少などにより、対前年度1億59

7万円減額の5億6,509万3,000円を計上いたしております。

款3民生費につきましては、老人保健特別会計繰出金の減少などにより、対前年度2,174万1,000円減額の17億4,271万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金及び大阪府後期高齢者医療広域連合負担金を計上いたしております。

款4衛生費につきましては、いずれも新規事業でありますリサイクル施設整備事業や粗大ごみ等不法投棄対策事業の増加などにより、対前年度2億233万2,000円増額の7億7,263万8,000円を計上いたしております。

款6農林水産業費につきましては、農山漁村活性化施設整備事業の増加などにより、対前年度91万3,000円増額の8,613万9,000円を計上いたしております。

款7商工費につきましては、海釣り公園整備事業の減額などにより、対前年度1,498万3,000円減額の7,039万9,000円を計上いたしております。

款8土木費につきましては、大阪府受託事業の関西国際空港2期事業の土砂採取跡地整備事業や町道西畑線整備事業の減少などにより、対前年度1億8,464万8,000円減額の8億5,223万1,000円を計上いたしております。

款9消防費につきましては、消防ポンプ自動車整備事業の増加などにより、対前年度1,595万6,000円増額の3億3,866万3,000円を計上いたしております。

款10教育費につきましては、深日小学校体育館耐震補強経費の減少などにより、対前年度2,300万2,000円減額の5億2,459万8,000円を計上いたしております。新規事業といたしましては、多奈川小学校体育館耐震診断事業や幼児教育支援センター事業などを計上いたしております。

款12公債費につきましては、借換債及び財産処分に係る繰上償還などにより、対前年度6,526万7,000円増額の12億5,455万6,000円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は3,597万9,000円の増額となっております。

款13諸支出金につきましては、基金積立金の減少によりまして、対前年度2万1,000円減額の9万5,000円を計上いたしております。

款15予備費につきましては、対前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町一般会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書107ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,080万6,000円を計上いたしております。対前年度比9.4%の減となっております。なお、平成20年度予算では、補償金免除繰上償還に係る借換債の発行に伴いまして、歳入歳出にそれぞれ78万6,000円を計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は16.0%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書110ページ、第2表地方債に掲げております。借換債に係る限度額、起債の方法等を定めております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書112ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、113ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1諸収入につきましては、貸付対象者からの貸付元利収入といたしまして、対前年度147万3,000円減額の852万5,000円を計上いたしております。

款2府支出金につきましては、住宅新築資金等貸付事業府補助金といたしまして、対前年度43万2,000円減額の149万5,000円を計上いたしております。

款3町債につきましては、借換債といたしまして、新たに78万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

予算書112ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、114ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1住宅新築資金等貸付事業費につきましては、管理事務経費といたしまして、対前年度7,000円減額の5万3,000円を計上いたしております。

款2公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、対前年度68万3,000円減額の929万7,000円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は146万9,000円の減額となっております。

款3前年度繰上充用金につきましては、平成19年度財源不足見込額といたしまして、対前年度42万9,000円減額の145万6,000円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書117ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ25億461万8,000円を計上いたしております。後期高齢者医療制度の創設や70歳から74歳までの保険給付割合が9割から8割に引き下がること等により、対前年度比7.8%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書123ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、125ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1国民健康保険料につきましては、対前年度3億6,567万2,000円減額の5億3,519万円を計上いたしております。

款2一部負担金につきましては、前年度と同額の2,000円を、款3使用料及び手数料につきましても、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4国庫支出金につきましては、対前年度2億1,720万8,000円減額の4億9,951万9,000円を計上いたしております。

款5療養給付費交付金につきましては、対前年度3億3,475万7,000円減額の2億4,242万9,000円を計上いたしております。

款6前期高齢者交付金につきましては、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するために新たに設けられたもので、6億9,422万8,000円を計上いたしております。

款7府支出金につきましては、対前年度5,561万円減額の8,340万7,000円を計上いたしております。

款8共同事業交付金につきましては、対前年度1,702万円増額の2億3,126万9,000円を計上いたしております。

款9財産収入につきましては、対前年度9万3,000円減額の8万7,000円を計上いたしております。

款10繰入金につきましては、対前年度4,990万7,000円増額の2億1,754万円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金1億7,307万4,000円、国保財政基盤安定基金繰入金4,446万6,000円となっております。

款11繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円の計上をいたしております。

款12諸収入につきましては、対前年度46万5,000円増額の94万5,000円を計上

いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

予算書124ページをごらんください。なお、詳細につきましては、130ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、対前年度197万3,000円増額の5,030万2,000円を計上いたしております。

款2保険給付費につきましては、対前年度1億1,492万9,000円減額の17億2,955万3,000円を計上いたしております。

款3後期高齢者支援金等2億3,677万6,000円及び款4前期高齢者納付金等58万円は、後期高齢者医療制度の創設等医療制度改革に伴いまして、新たに計上したものでございます。

款5老人保健拠出金につきましては、対前年度3億4,046万4,000円減額の7,239万9,000円を計上いたしております。

款6介護納付金につきましては、対前年度1,419万6,000円減額の1億400万3,000円を計上いたしております。

款7共同事業拠出金につきましては、対前年度1,735万9,000円増額の2億5,282万3,000円を計上いたしております。

款8保健事業費につきましては、対前年度27万3,000円減額の2,405万3,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、今年度から実施される特定健診、特定保健指導のほか、がん検診等受診者のうち国保被保険者に係る事業費の支援など、医療費削減を図る事業を実施するものでございます。

款9基金積立金につきましては、対前年度9万3,000円減額の8万7,000円を計上いたしております。

款10公債費につきましては、前年度154万7,000円増額の304万2,000円を計上いたしております。

款11諸支出金につきましては、前年度と同額の100万円を、款12予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町老人保健特別会計予算につきまして、ご説明いたします。

予算書147ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ3億6,891万2,000円を計上いたしてお

り、対前年度比83.9%の大幅な減となっております。現行の老人保健制度は、平成20年4月より後期高齢者医療制度に移行されることから、医療費の経費は大阪府後期高齢者医療広域連合が行うことになっております。しかし、医療費の請求及び支払いについては、制度上、平成20年度においても一部発生することから、本会計において所要の経費を計上しているものでございます。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の150ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、151ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1支払基金交付金につきましては、対前年度9億8,327万6,000円減額の1億9,639万2,000円を計上いたしております。

款2国庫支出金につきましては、対前年度6億2,622万円減額の1億1,485万9,000円を計上いたしております。

款3府支出金につきましては、対前年度1億5,655万5,000円減額の2,871万4,000円を計上いたしております。

款4繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度1億5,750万3,000円減額の2,894万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

予算書150ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、152ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1医療諸費につきましては、対前年度19億2,355万4,000円減額の3億6,891万2,000円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町老人保健特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

本会計は、国の医療制度改革の一環として、超高齢化を展望した新たな医療保険制度体系を実現するため、原則75歳以上の高齢者を対象とした医療制度の創設に伴いまして、新たに特別会計を設置したものでございます。なお、後期高齢者医療制度のうち本町が行う事務は、保険料の徴収及び各種届け出・申請受け付け等となっており、本特別会計におきましては、これらの事務事業に係る経費を計上するものでございます。

予算書154ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2億2,638万3,000円を計上いたしております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の158ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、159ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1後期高齢者医療保険料といたしまして、1億8,707万2,000円を計上いたしております。

款2使用料及び手数料につきましては、1,000円を計上いたしております。

款4繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、3,930万8,000円を計上いたしております。

款6諸収入につきましては、2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

予算書158ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、161ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、525万9,000円を計上いたしております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、2億2,102万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、後期高齢者医療保険料納付金1億8,707万3,000円、基盤安定納付金3,395万1,000円となっております。

款4予備費につきましては、10万円を計上いたしております。

以上が平成20年度後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町下水道事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書164ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ7億8,880万4,000円を計上いたしております。対前年比8.2%の増となっております。なお、平成20年度予算では、補償金免除繰上償還に係る借換債の発行に伴いまして、歳入歳出にそれぞれ8,465万4,000円を計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は3.4%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書168ページ、第2表地方債に掲げております。下水道事業及び下水道事業借換債について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の170ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、172ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1繰入金につきましては、対前年度1,594万3,000円減額の3億1,235万4,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金2億9,711万2,000円、下水道基金繰入金1,524万2,000円となっております。

款2町債につきましては、借換債の増加などにより、対前年度9,765万4,000円増額の3億2,745万4,000円を計上いたしております。

款3国庫支出金につきましては、対前年度1,900万円減額の3,600万円を計上いたしております。

款4諸収入につきましては、淡輪中継ポンプ場維持管理受託事業収入及び広告掲載料といたしまして、対前年度14万3,000円増額の76万5,000円を計上いたしております。

款6使用料及び手数料につきましては、下水道使用料などといたしまして、平成20年度から水道メーターの2カ月検針を実施することにより、対前年度270万3,000円減額の9,676万6,000円を計上いたしております。

款7分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度14万3,000円減額の1,545万8,000円を計上いたしております。

款8財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、対前年度2万6,000円減額の7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、説明させていただきます。

予算書171ページをごらんください。なお、詳細につきましては、175ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、対前年度1,964万円減額の9,341万6,000円を計上いたしております。

款2事業費につきましては、対前年度20万7,000円増額の2億3,620万3,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、流域下水道事業費379万6,000円、公共下水道事業費2億3,240万7,000円となっております。

款3公債費につきましては、対前年度7,941万5,000円増額の4億5,918万5,

000円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は523万9,000円の減額となっております。

以上が平成20年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書189ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1億6,848万4,000円を計上いたしております。

平成20年度中に整備事業が終了し、供用開始される予定であることから、対前年度比40.5%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書192ページ、第2表地方債に掲げております。漁業集落排水事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億4,300万円と定めております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の194ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては195ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1府支出金につきましては、漁業集落環境整備事業補助金といたしまして、対前年度6,779万5,000円減額の9,425万円を計上いたしております。

款2繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度380万5,000円減額の1,759万1,000円を計上いたしております。

款4町債につきましては、対前年度4,990万円減額の4,970万円を計上いたしております。

款6使用料及び手数料につきましては39万1,000円を、款7分担金及び負担金につきましては655万2,000円を、施設の供用開始に伴い、いずれも新たに計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきまして、説明させていただきます。

予算書194ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、197ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、年度中に処理施設の供用開始が予定されていることから、管理経

費といたしまして、新たに560万3,000円を計上いたしております。

款2事業費につきましては、年度中に整備事業が終了されることから、対前年度1億2,140万3,000円減額の1億5,766万5,000円を計上いたしております。

款3公債費につきましては、地方債利子償還金の増加などにより、対前年度124万3,000円増額の521万6,000円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書210ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ15億5,007万5,000円を計上いたしております。対前年度比0.6%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書216ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、218ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度111万6,000円増額の2億9,760万6,000円を計上いたしております。

款3使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の5万7,000円を計上いたしております。

款4国庫支出金につきましては、対前年度545万9,000円減額の3億4,336万7,000円を計上いたしております。

款5支払基金交付金につきましては、対前年度324万9,000円減額の4億4,683万2,000円を計上いたしております。

款6府支出金につきましては、対前年度35万1,000円増額の2億1,601万3,000円を計上いたしております。

款8財産収入につきましては、基金運用利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款10繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度182万4,000

円減額の2億4,560万6,000円を計上いたしております。

款11繰越金につきましては、前年度繰越金として、前年度と同額の10万円を計上いたしております。

款12諸収入につきましては、対前年度41万2,000円増額の49万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書の217ページをごらんください。なお、詳細につきましては222ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、対前年度58万8,000円減額の6,101万1,000円を計上いたしております。

款2保険給付費につきましては、対前年度1,135万9,000円減額の14億3,169万6,000円を計上いたしております。

款3財政安定化基金拠出金につきましては、介護保険事業計画に基づく介護給付額の0.1%の拠出率で、前年度と同額の154万1,000円を計上いたしております。

款5地域支援事業費につきましては、対前年度329万5,000円増額の3,182万7,000円を計上いたしております。

款7公債費につきましては、いずれも前年度と同額の一時借入金利子50万円、財政安定化基金償還金2,140万円、合計2,190万円を計上いたしております。

款8諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして、前年度と同額の10万円を計上いたしております。

款9予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

次に、平成20年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件について、説明します。

予算書241ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,380万1,000円を計上いたしております。対前年度比6.5%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の244ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、245ページに記載

しておりますので、あわせてご参照ください。

款1サービス収入につきましては、国保連合会から支払われます介護報酬の収入を計上しており、対前年度234万3,000円減額の1,213万5,000円を計上いたしております。

款9繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、対前年度137万9,000円増額の166万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書の244ページの下段をごらんください。詳細につきましては、246ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款2事業費につきましては、居宅予防サービス等事業経費として、対前年度96万4,000円減額の1,380万1,000円を計上いたしております。

以上が平成20年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

次に、平成20年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の248ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,140万9,000円を計上いたしております。対前年度比24.9%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の252ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、253ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産収入につきましては、土地貸付収入などとしまして、対前年度14万6,000円増額の317万6,000円を計上いたしております。

款2繰越金につきましては、対前年度87万1,000円増額の697万8,000円を計上いたしております。

款3諸収入につきましては、預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金125万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、説明させていただきます。

予算書252ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、255ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度107万1,000円増額の832万6,000円を計上いたしております。

款2諸支出金につきましては、基金積立金及び粗大ごみ等不法投棄対策事業に係る一般会計繰出金といたしまして、対前年度120万円増額の158万3,000円を計上いたしております。

款3予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町深日財産区特別会計予算の件について、ご説明いたします。

予算書の259ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2,567万9,000円を計上いたしております。対前年度比45.6%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の263ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、264ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産収入につきましては、土地貸付収入などといたしまして、対前年度39万9,000円増額の2,331万9,000円を計上いたしております。

款2繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円、款3諸収入につきましても、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

款4繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度2,194万3,000円減額の235万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましては、ご説明させていただきます。

予算書263ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、266ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、対前年度26万2,000円増額の603万円を計上いたしております。

款2諸支出金につきましては、基金積立金及び粗大ごみ等不法投棄対策事業及び深日墓地改修事業に係る一般会計繰出金といたしまして、対前年度2,180万6,000円減額の1,814万9,000円を計上いたしております。

款3予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件について、ご説明いたします。

予算書の270ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ1,417万5,000円を計上いたしております。対前年度比16.3%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の274ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、275ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産収入につきましては、基金預金利子及び土地貸付収入などとしまして、対前年度40万円減額の238万2,000円を計上いたしております。

款2諸収入につきましては、預金利子及び雑入としまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

款3繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金としまして、対前年度239万円増額の1,179万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、説明させていただきます。

予算書274ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、277ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費としまして、対前年度113万5,000円増額の906万2,000円を計上いたしております。

款2諸支出金につきましては、基金積立金及び粗大ごみ等不法投棄対策事業に係る一般会計繰出金としまして、対前年度85万4,000円増額の361万3,000円を計上いたしております。

款3予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町谷川財産区特別会計予算の件について、ご説明いたします。

予算書の281ページをご参照ください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ154万1,000円を計上いたしております。前年度と同額となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の284ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、285ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1繰越金につきましては153万9,000円を、款2諸収入につきましては2,000円を計上いたしております。いずれも前年度と同額となっております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

予算書284ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、286ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産費につきましては、財産区管理会費及び維持管理費といたしまして、前年度と同額の104万1,000円を計上いたしております。

款2予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上いたしております。

以上が平成20年度岬町谷川財産区特別会計予算でございます。

次に、平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。予算書288ページをご参照ください。

第2条の平成20年度の業務の予定量につきましては、多奈川平野地区における住宅用地3,679.6平方メートルの売却を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収益的収入として8,810万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、営業収益(宅地売却収益)8,810万7,000円、営業外収益(受取利息)1,000円となっております。

また、収益的支出につきましては、8,269万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、営業費用(宅地売却原価及び測量登記等一般管理費)8,264万3,000円、営業外費用(支払利息)として5万4,000円を計上いたしております。

第4条は、一時借入金の限度額を9,000万円と定めております。

地方自治体の財政破綻を未然に防止する地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行が、平成20年度決算に基づく措置から適用される予定となっております。こうした状況を念頭に置き、本会計の精算に向けて、今後とも土地の整理等に鋭意努力し、完成宅地の売却を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上が平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算でございます。

最後に、平成20年度岬町水道事業会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の298ページをご参照願います。

第2条の平成20年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,500戸、年間総給水量

217万8,000立方メートル、1日平均給水量5,967立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益6億3,038万6,000円、事業費6億3,178万5,000円を計上いたしております。

予算書299ページをご参照願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入3億8,484万1,000円、資本的支出5億4,666万2,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億6,182万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

また、平成20年度予算では、補償金免除繰上償還に係る借換債の発行に伴いまして、資本的収入及び資本的支出にそれぞれ3億64万1,000円を計上いたしております。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

予算書の300ページをご参照願います。

第6条では、一時借入金の限度額を2億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条では、たな卸資産の購入限度額を、第10条では、配水管整備事業の施工により取得する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上、平成20年度一般会計予算のほか14会計予算の概要につきまして、説明させていただきました。

なお、平成20年度につきましては、一般会計、特別会計とも大阪府からの支出金を例年どおり通年ベースで見込んだ上で予算案の編成をいたしました。しかし、ことしの2月6日、新しく就任されました橋下知事より大阪府財政非常事態宣言が出され、また、2月18日には、大阪府の当初予算が義務的経費や緊急性のある事業を中心とした、4月から4カ月間の暫定予算であることが発表されました。今後は、府において、6月ごろまでに全事業を見直し、本格予算を編成する予定であると聞き及んでおるところでございます。本町におきましても、大阪府と情報を密にしながら、適切に対応してまいりたいというように考えております。

本件につきましては、後日、開催が予定されております各委員会に付託されるものと聞き及んでおります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、それぞれ総務文教、厚生、事業の各委員会に付託の予定であります、その

前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 各課の職員数の件で、ちょっとお伺いしたいんですが。町長の20年度の町政運営方針にも最初に出ておりますが、職員数の削減ですか、事務事業の評価など、これを積極的に改革に取り組むというようなんですが、職員数の削減、昨年ですかね、24名ほど削減があったように思うんですが、かなりの削減があって、この削減で事務事業に各課は支障を起こしたんではないかなと思うんですが。現在に至って、事務事業に支障はなくなったのか、現在でも、各課によりましては事務事業の支障があるのかなのか、それを1点お聞きしたいのと、もう1点は、36ページの上段の方ですけど、地方公営企業等金融機構出資金、この点について、ちょっとわかりにくいので詳細に説明お願いいたします。

済みません。もう1点、職員数の削減の件でございますが、課で何名何名と一応決めておりますが、この点について、どのようにして決めるのか。また、年に何回ぐらいそういうのを検討するのか、それも加えてお願いします。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 和田議員のご質問にお答えいたします。

職員数の定数に関しましては、私、17年10月に就任して、その年の11月で退職がありました。その後、18年に採用をさせていただいた後、現在は183名という形になっております。来年度におきましては、今年度末での退職者等々がありまして、それに対する補充ということは考えておりませんので、そこからまた人数は減っていくという形が想定されます。その中では、確かに職員数が減っておりまして、非常に各職員におきましては、それぞれの仕事量がふえていくということはあるかと思っておりますけども、ただ、住民の皆様には影響を与えないような形で職員が、皆さんそれぞれ努力して対応しているというところでございます。

各課等々の定数というところでございますが、具体的に申しますと、19年度では、例えば議会事務局では3名、総務では32名、税務では10名、民生では51名、衛生で9名、農林水産で2名、商工で2名、土木で16名、教育32名、水道8名、下水道で6名、国保で6名、介護保険6名、こういった形で183名となっているところでございます。

それでは、あとの36ページの件につきましては、古田理事の方からご説明申し上げます。

辻下正純議長 古田理事。

古田総務部理事 和田議員からの公営企業金融公庫の件につきまして、ご説明いたします。

公営企業金融公庫と申しますのは、総務省、財務省が所管されます特殊法人、政策の金融機関といたしまして、地方公共団体が経営する上下水道、公営企業、病院などの地方公営企業に低利かつ長期の資金を供給している団体でございました。その財源につきましては、貸付原資の大部分を公庫が公営企業債の発行をされまして、市場から調達されておられました。

しかしながら、国の行財政改革の取り組みの中で、政策金融機関としての位置づけが不要ではないかという議論がなされまして、その結果、平成20年10月をもって公営企業金融公庫は解散されることになりまして、新たに自治体の資金調達のための新組織といたしまして、地方公営企業等金融機関というものを設置することになりました。

この機関につきましては、従来の債権等を引き継ぐとともに、公共団体がそれぞれの応益あるいは応能力を議論しまして、出資して設立することとされておりますので、それに係る出資金ということでご理解お願いいたします。

辻下正純議長 ほかにございませんか。田代議員。

田代 堯議員 少し教育の方と総務と、ひょっとしたら同時に質問になるうかと思うんですけども。

まず、10ページの債務負担行為に伴っての質問なんですが、37ページの財産管理費の中の使用料及び賃借料の中の庁舎空調リース料250万何がしとありますけども、これと90ページの淡輪公民館費なんですが、その中の空調設備機器リース料237万8,000円と、こうなっておりますが、おそらくこの債務負担については、淡輪公民館費の、先ほどの説明では債務負担行為でないかなというふうに理解しておるんですが、総務費の中の空調については、昨年に予算化されて、これ2回目だろうと思うんですが、これには債務負担行為を打ってないということなんですが、この内容をもう少し詳しく、片方は債務負担行為打って、片方は打ってない、その内容について。その中身がどのような契約で、どのような内容になっているかということとをまず確認の意味で質問をいたします。

それから、もう1点、同じく90ページの深日児童館、これ、私、当時、条例のとき、指定管理者のときにも指摘をしたんですが、それはいいんですけども、指定管理者候補者選定委員会委員報償費1万3,000円は、金額云々じゃないんですが、これに対する委員会のメンバー、差し支えなかったら、どういう構成メンバーになって、少し、私としては、えらい安いというか、予算が少ないなという気がするんですが、どういう内容のメンバーで行われているのか、その点をまずお聞きしたいというふうに思います。

辻下正純議長 古田理事。

古田総務部理事 私の方からは、庁舎の空調リースの件についてご答弁申し上げます。

手元に契約書がございませんので、契約の詳しい内容につきましては十分にご説明できないかもわかりませんが、そもそも本庁舎の空調につきましては、長期継続契約で対応可能と行政についても示されてございます。長期継続契約の場合、議決が得られなければ、その契約の内容については効力を失いますよという条文を入れることによって、債務負担行為をとらなくても契約できるというのが、総務省の方から示されてございます。

それに基づきまして、前回につきましては事務を進めておりましたが、その後、議員の方からも、それでは将来の負担についてはっきりわからないではないかというようなご指摘もございましたので、それを受けまして、今回の公民館につきましては、総務省のご指導では不要ということで示されておりますが、やはりしっかり説明していかないとということで、このたびは債務負担行為としてちゃんとご説明させていただくということで事務改善をさせていただいたものでございます。

以上です。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 田代議員のご質問にお答えいたします。

指定管理候補者選定委員会の委員の報償費でございますが、これにつきましては、母体は社会教育委員会を母体と考えておまして、しかし、社会教育委員会において決定するのではなく、この館を利用する保護者の代表、そういう方々にも社会教育委員会に加わっていただいて、選定委員会としたいと考えております。ただ、社会教育委員会は、教育委員としての報償費を措置しておりますので、ここの1万3,000円といいますのは、それ以外の方の委員の報償費でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 1点目の、今、古田理事の方で、債務負担を前回は、ここに資料があるんですが、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例というのがあるわけなんです。この中で、昨年はこれにのっかって長期契約をやったと。債務負担を打たなくてやったと。しかし、今回はいろいろな指摘があって、淡輪公民館については債務負担行為という形をとったというふうな内容ですけども。再度お尋ねしますけども、私が、山形市と岐阜の市役所のホームページをとれるわけです。これの長期契約を見ますと、大体この内容は3年以内または5年以内という長期継続になっておるわけですが。その中で、特に賃貸者契約、さらには委託契約が長期契約の1つ

の対象になっておって、その中で、例えばうちもよくやっています電子計算機とか複写機、事務機器とか、いろいろ機器類については長期契約という賃借契約という形を岐阜の場合とは違っておられるんですが、さらに委託契約の方では、さっき、リースは委託契約になろうかと思うんですが、庁舎等の管理業務、警備業務とか清掃業務、そういった設備を要しないものが長期契約という形で、岐阜市の場合も、山形の場合も、平成16年度の地方自治法の一部改正によって執行されているわけなんです。

そうすると、当町の場合は、岬町の長期継続契約の締結の中の条文を見ますと、第2条の中のウという欄に、庁舎、その他町の施設における機械設備ということになって、おそらくこれを昨年は適用なさせて、単年度予算で組まれたというふうに私は理解をするわけですけど。それはそれでいいとして、今回の契約の中身、今、古田理事は、その契約の中身については資料が手元にないんで詳しく説明ができないと。それは全くおかしいんだよね。そのために私はお聞きしているわけですね。どういう契約の内容になっているか。例えばリース会社、単年度単年度で予算をとった場合に、債務負担行為というのは、5年なら5年は議会があえて承認していますよという形で、債務負担を議会も議決するわけなんですけども。単年度の予算はあくまで単年度であって、それがもし単年度で組めなくなった場合については、リース会社と長期契約を結んだ場合、やはり不履行、それについて損害賠償というような形で、多分、町が損害をこうむるんじゃないかなということが、私は危惧するわけなんですけども。

じゃあ、今回は淡輪の公民館は債務負担行為を、公民館の設備、そのリースについては打つ。片方は打たない。どっちが一体正しいんかということに対して、私はたまたまこれは疑問を持っておるんですが。じゃあ、今回、そうなるとすれば、可能かどうかは別として、この当初予算で、本町の庁舎のリースも、あえて今回から債務負担を出せたんと違うんかと、昨年は別として。そういうことをしないと、片方では債務負担、片方では打たなくていいというやり方はどうかなというふうに思うんですが。契約の条項をひとつお示し願いたいと、このように思います。

それから、先ほどの指定管理者の候補者の問題については、ただメンバーがどのようなメンバーであったというのは、今説明聞いたんですが、それに対する保護者以外の方について、どのような方が参加されるんか、報酬は一体幾らなんかということをお聞きしたかったんですが、それがもし差し支えなかったら、もう1度お尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

辻下正純議長古田理事。

古田総務部理事 本会議場に契約書と総務省の通知は持ってきてございませんので、すぐとって

まいります。

辻下正純議長 岡田部長。

岡田教育部長 田代議員のご質問にお答えいたします。

社会教育委員、現在5名の方でやっています。この5名の社会教育委員プラス保護者の代表2名ということで、その代表者については、まだ社会教育委員会の方にお諮りして決定してまいりたいと考えておりますが、お一人の謝金については6,500円というふうに考えております。

辻下正純議長 古田理事が書類をとりに行ってますんで、暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時51分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

古田理事。

古田総務部理事 先ほどの田代議員のご質問のうち総務省からの見解の部分につきまして、ご説明させていただいた後、契約書の具体的な中身につきましては、担当課長の方から報告させていただきます。

総務省の行政実例の中では、「契約中に、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する旨の規定があれば債務負担行為を設定せずに契約することができることと解されます」ということで示されてございます。これを受けまして、昨年は債務負担行為をせずに議会にご提案させていただきました。どちらが正しいのかということにつきましては、この通達もございますので、債務負担行為をせずにご提案することも間違いではないと考えておりますし、ただ、先般、議員の方からご質問等がありましたとおり、よりわかりやすく議会で説明すべきではないかということで、事務改善ということで債務負担行為をご提案させていただいております。そういった意味からでは、どちらが間違えているという問題ではないのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 田代議員さんの契約の関係につきまして、担当課として説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の契約に当たりましては、地方自治法の第234条の3、地方自治法施行令第16

7条の17及び岬町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1項の規定により、上記継続契約の方法を用いたものでございます。

実際、賃貸借契約書ということで、契約期間につきましては、平成19年7月1日から平成24年6月30日までの5カ年の契約を結んでおりまして、この契約が平成24年6月30日で、一たん契約をまた5年継続でやりかえるということになっております。それで、当初の5カ年の契約の金額を言いますと1,719万7,000円、うち消費税及び地方消費税に係る部分につきましては60万5,700円となっております。

以上でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 最後です。古田理事、私はどちらが正しいか正しくないかということは言っていないわけで、ただ、どちらを、いわば淡輪公民館の設備についているリース料については債務行為を打っている。本町については、昨年から打たずに庁舎のリース契約を結んでいる。今、南理事の方からる説明があった5年間契約で、さらに5年間ということの金額も提示もあったんですが、金額はいいわけですけども、そういう長期契約をする。

岬町の定める条例では、庁舎のその他町の施設におけるところの機械設備となっているから、何ら私は問題はないと思うんですよ、私はこういうのがないと。しかし、ないんなら別に淡輪公民館についても債務負担行為を打たなくてもいいんとかがうんかなと。ただ、本当に疑問ですね。今回、特にやはり債務負担行為を打つ必要があるなど、必要かなということになれば、本町の、今現在行っているリース契約も、昨年は別として、今予算で債務負担行為を打ったらいいんとかがうんかと。問題ないんやったら、淡輪公民館の債務負担行為は打つ必要はないんと違うか、同じものであればですよ。品物が違ふとか、いろいろ契約内容が全く違うというならいいですけども。昨年ですか、エアコンの更新、初期費ゼロという形で、こういうのが新聞に出たわけですよ。13年間のリース終了後は譲り受けますと言うてるから、私は、13年たった品物を譲り受けても、それはスクラップ同様ですよということの意味合いを持っていますよ。しかし、町としては、ここに載っているように、おつりも22万円の、まだ安なりまんねんということなら、それは私は結構だと思ふんですよ。

しかし、私は、こういう設備については債務負担行為を打つべきだなというのは、僕個人の勝手な解釈ですけども、そう思うんですけども。総務省のそういう法律の改正によって打たなくてもいいというんなら、別段債務負担行為は打たなくてもいいんとかがうんかという判断に立つけども。しかし、いろいろ検討した結果、今回、新たに淡輪公民館の設備リースについては債務負

担を打つのがよからうとするなら、本町もあえて、去年はそうであったとしても打つべきでなかったんかと、打つべきだと私は思うんですよ。そういう意味での検討を十分されたのかどうかということをお尋ねしているわけで、私は、ちょっとこれについては、各部によって、また各現場によって、片方では債務負担をする、片方では打たないというやり方はどうかな、この点は、私は、今後整理する必要があるのちがうかというふうに思うんですが、もしそれに対する答弁があれば、答弁していただきたいんですが。もう少し債務負担行為に対する考え方、いわばリースの考え方については、やっぱり検討する必要があるんじゃないかなということをお答えです。総務文教委員会でやってくれてもいいよ。

辻下正純議長 古田理事。

古田総務部理事 今回、今議会に議案をご提案するに際して、まず何が正しいのかについて検討させていただきまして、その上で、先ほども申し上げましたが、前回の本庁舎の部分につきましても、当然違法性はございませんが、議員の方から、やっぱりきっちりと説明責任を果たすべきだというご提案がございましたので、今回は説明すべきやということで、債務負担行為の提案をさせていただきました。

しかしながら、既の実施しております事業につきましては議決をいただいておりますし、誤った違法性のあるものにつきましては、速やかに提出すべきというふうに考えてございますが、誤った事務処理、違法性のないものでございますので、このたびはご提案させていただいております。

以上です。

辻下正純議長 ほかにございませんか。鍛冶議員。

鍛冶末雄議員 答弁は総務文教委員会のおかげで結構ですけども、82ページの一番下段の賃金が1,567万1,000円ですか、これが19年度と比べますと、約400万ほど減額になっております。これにつきましては、橋下知事が誕生しまして、いろいろと府からのカット部分があるんじゃないかという前提でされたんかもわかりませんが、多分、これは学校内での守衛ですか、それと朝の110番でいろいろ回っておられます。そういう方たちの費用がカットされたんじゃないかと思うんですけども。府の予算は新聞発表で復活になっておりますので、その点につきまして、7月までの暫定はいいとしましても、あとどうされるんか、その辺を総務文教委員会で返答お願いしたいと思います。

以上です。

辻下正純議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号「平成20年度岬町一般会計予算の件」から議案第20号「平成20年度岬町水道事業会計予算の件」までの15件を、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ総務文教、厚生、事業の各委員会に付託することに決いたしました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

再開は13時でございますので、よろしくお願いいたします。

(午後0時03分 休憩)

(午後1時00分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

辻下正純議長 日程22、議案第21号「工事請負契約中変更の件(公共下水道污水管理設工事(24-4))」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程22、議案第21号、工事請負契約中変更の件(公共下水道污水管理設工事(24-4))についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は、現在施工中でございますが、工事内容の一部変更により、契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本工事につきましては、平成19年9月26日議決に係る公共下水道污水管理設工事(24-4)の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額、変更前でございますが、3,769万5,000円のうち消費税及び地方消費税179万5,000円を変更後3,869万8,800円うち消費税及び地方消費税184万2,800円に変更するものでございます。

契約の相手は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社代表取締役 芳山龍二でございます。

変更の工事概要等につきましては、お手元に配付しております資料番号1をご参照願います。おもてに工事概要、裏面には位置図となっております。変更工事内容といたしましては、本工事における公共汚水ますの設置について、当初設計では家屋の水回りを考慮したものでしていましたが、工事施工に当たりまして、家屋所有者・・・

辻下正純議長 部長、ちょっと待って。資料持っていますか。ありましたか。

それではどうぞ。

中口総務部長 もう1度、工事施工に当たりまして、家屋所有者または土地所有者と現地確認を行ったところ、設置位置の変更及び新たな公共汚水ます設置の必要が生じたので、工事延長858.8メートルを882.6メートルに、23.8メートル、また本管布設工822.0メートルを844.3メートルに、22.3メートル延長するものでございます。

また、下水道本管布設に当たりまして、試験掘りを行ったところ、局部的に既設水道管が障害となるところがあり、その既設水道管を避ける必要が生じたので、塩ビ人孔を2カ所追加したものでございます。

位置図で、太い黒線の部分が当初工事箇所、赤色の部分が変更工事箇所になります。

なお、工事期間につきましては、平成19年9月26日から平成20年3月26日までとなっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより議案第21号「工事請負契約中変更の件(公共下水道汚水管理設工事(24-

4))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第21号は可決されました。

辻下正純議長 日程23、議案第22号「一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程23、議案第22号、一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、専門的知識を有する者を任期を定めて採用することにより、職員の任用及び勤務形態の多様化、計画的な人材の育成を図り、公務の能率的かつ適正な運用を推進するため、本条例を制定するものであります。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づくもので、地方分権の進展に伴い、高度化・多様化する業務への的確な対応や、厳しい財政状況の中で効率的な行政運営を図るため、より多様で柔軟な任用や勤務形態を認めるものでございます。

条例案をごらんください。

第1条は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき必要な事項を定めることと規定しております。

第2条は、任期を定めて採用する場合の要件等について規定しているもので、専門的な知識・経験を有する者を必要とする業務に従事させる場合の要件を定めております。

第3条は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、任期を定めて採用できることを定めております。

第4条は、短時間勤務職員の任期を定めた採用の要件を定めたものであり、前条第1項各号のほか、繁忙時や介護休暇、育児部分休業時において短時間勤務職員を任期を定めて採用できることを定めています。

第5条は、任期の特例を規定するもので、業務の終了の時期が当初の見込みを超えて延長された場合などで、任期を延長できる特例でございます。

第6条は、任期の更新について規定するものです。専門的な知識・経験を有する人材は、5年

を超えない範囲で任期の更新ができ、業務の増加や短時間勤務での採用は3年を超えない範囲で任期の更新ができることを規定しています。

第7条は、委任事項で、この条例の定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定しております。

附則では、施行期日を定めております。

また、本条例の制定に伴い、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を一部改正するものです。内容は、第2条中に文言を追加し、任期付採用職員に対応するものでございます。

次の職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、任期付職員に対応するため、第2条第1項を改正するものでございます。

なお、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例につきましては、本条例の制定以外の要件もございますので、別の議案で一部改正をお願いしておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

この条例は、厳しい財政状況のもと、限られた人員で行政運営を乗り切っていくため、専門的な業務などを効率的に遂行するために新たに任用制度を充実させるものでございます。

以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代議員。

田代 堯議員 確認と質問をするわけですが、まず、この条例の施行に当たって、どこの部署で当面採用する予定があるのかどうかということも1点。

それから、提案理由の中で、今説明があったんですけども、専門知識を有する者となっておりますが、特別な方の採用なのか、それとも、その部署はまだわかっておりませんが、その部署の職員で対応できないのかどうかということですね。

それから、ちょっとようけあって申しわけないんですが、今、専門的な知識・経験が、急速に進歩する技術に係るものということが第2条の2項で説明があったんですけども、先ほども一緒

に、どんな業種か教えていただきたい。

それから、第5条のところで、この文言を読んでいるんですけども、この文言の中で、句読点がないため、内容がもうひとつわかりにくいんですけども、ちょっとこの辺もう少し詳しく説明していただきたいなというふうに思います。総務委員会等でやられるんだったらそれでいいですけども、できたら説明していただけたらありがたいなと。

それから、委任のところで、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は別に定めると。よく出てくるんですけども、別に定めるとというのは規則がちゃんとあるのかどうか、その辺の確認をちょっとしたいんですけど。

それから、もう1点、その下の施行期日なんですけど、他の条例は4月1日ということになっているんですけど、これについては公布の日から施行するということになっていますけども、何かこれについては意味合いがあるのかどうか、その辺をあったら教えていただきたい。

その下の施行期日の第2条中に対するということ、平成20年条例ということになっているんですけど、これは岬町というのが抜けているんちゃうかなというような気がするんですけど、その辺の確認ですね。それから、裏面の一番最後なんですけど、平成20年岬町条例と、こうなっているんで、ですから、さっきの前段の方ではちょっと抜けているんちゃうかな、その辺をちょっと確認。

以上ですけども。

辻下正純議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 任期付職員の、先ほど議員ご質問の、既にどこかの場所を想定しているのかということにつきまして、お答えさせていただきます。

これにつきましては、町財政が非常に厳しい中、収入確保に向けた税源移譲について、町税の重要性が増していく中で、徴収率の向上対策を早急に講じる必要がございます。そのために、豊かな徴収事務の経験を有する方を専門性を発揮していただきまして、今回、税の方で雇用していきたいと思っております。

以上です。

辻下正純議長 保井企画部企画人事課長。

保井企画部企画人事課長 専門知識の職員についての将来的な状況をどうするのかということですが、今回の条例につきましては、一定期間に業務終了が見込まれる場合や一定期間に限り業務量が増加する場合が見込まれる場合、また住民サービスの向上をする場合、また部分休業、介護とか将来の育児休業とかに対応したことを想定しているものでありますので、その職場

において、それぞれの専門知識が必要である場合もありますし、また特段住民サービスの向上のために、将来専門知識が必要になる場合もございますので、こういう専門知識が必要であるということをおあらかじめ想定したものではありません。そのときの状況に応じて、町の課題に応じて、専門知識というものを考えていくということをお想定しております。

それから、公布の日、これにつきましては4月1日ではなく、公布の日として定めさせていただいており、事務手続等が所要の時間が必要である場合の対応をさせていただきたいと考えております。

また、岬町条例が抜けているというご指摘につきましては、当方の誤りでございまして、申しわけございません。岬町が抜けております。

それから、あと、第5条につきましては、第6条の場合での任期を延長する場合の更新のやり方を具体的に示したものでございまして、3年を、また5年にする場合の要綱を定めた規定でございます。

以上でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 もうちょっと親切に説明してほしいな。そうでしょう。抜けているんちゃうのかな。もう1回答弁してよ。

辻下正純議長 保井課長。

保井企画部企画人事課長 済みません。職員が対応できるのかということでございますが、この任期付職員を採用する場合につきましては、外部から専門知識というものが必要になるということも踏まえた新しい制度でございまして、1つの任用制度を充実させる1つの条例として新たに設けるものでございます。ですから、職員が対応できるもの以外のものにつきましても、この条例で対応していきたいということでございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 とにかく、当面、徴収をするための専門知識を持った方を任期付職員に採用したいということで、この条例の制定だということで説明があったんですけども。徴収で、今の職員さんで対応ができないということだろうと思うんですが。じゃあ、徴収だったら、任期付じゃなしに恒久的に必要じゃないかな。今の徴収率が大変だということはよくわかっておるんですが、3年とか5年、そういった任期付じゃなしに、私はやっぱり長期的、恒久的に必要じゃないかなという気がするんですが、その点はどうでしょうかね。

それから、第5条のところでは、やっぱり文書ですから、今いろいろとパソコン等で変換ミスが

いろいろあるわけですけど、それは仕方ないことですけど、ほかのところは皆句読点があるのに、この5条だけ句読点がないから、もう少し文書をどこに句読点を入れるのかということも説明してほしかったんですけども。その点は、文書、私はこれちゃんと整理する必要があるかなというふうに思います。

というのは、公布の日から施行するという点についても、4月1日からということになるんじゃないかなというのは、後でまた質問しますが、ここで何か意味があるのかと。ないということですので、それはそれでいいですけども。岬町の条例が抜けているというのは、これ、議案書としてどうかなという気がするんですけども、その点、本会議場で訂正したらいいのかわか、その点はちょっと専門的に私わかりませんので、その辺は事務局の方でちょっと判断をしていただきたい。

以上ですけど、その点、もう1回、再度聞きたいんですけど。

辻下正純議長 白井部長。

白井住民部長 それでは、私の方から、今回の任期付の条例につきまして、適用第1号を税務の徴収部門という形で予定しておりますので、徴収部門の任期付職員の必要性などにつきまして、ご説明申し上げたいと思います。

まず、徴収率の向上でございますけれども、現在、徴収率につきましては、平成9年に徴収率が95.6という形でピークがございました。その後、低下傾向を示しておりまして、平成18年度におきましては92.3%、3.3%の下落となっているところでございまして、この傾向は19年度も続いているような状況でございます。徴収率の向上につきましては、厳しい財政状況もございまして、収入の確保に向けて、そしてまた納税者の公平感の確保という形もぜひとも必要なことで、そしてまた、それを早急にやらなければならないということで、今回、こういう形の任期付職員の採用を予定しているわけなんですけれども、徴収率の向上につきましては、今、企画部長も説明ありましたとおり、豊かな徴収経験があるという形で、国税また府税のOB職員を採用して、その専門性を生かして、特に悪質滞納者に対する厳しい対応をお願いしたいと考えているところでございます。任期付採用職員を適用している団体におきましては、例えば近隣の泉南市等におきましては、相当徴収率の向上の確保が図られたと聞いておりまして、それらも踏まえ、町の方で検討させていただいたところでございます。

しかし、厳しい財政状況の中におきまして、職員数を削減している中において、職員定数をふやすわけにいかないという問題もございまして、また、滞納者への資産調査とか差し押さえ等をする場合につきましては、徴税吏員証という形の資格が必要でございます。この資格を付与する

に当たりましては、この任期付採用職員でないと付与できないという地方税法上の問題等ございまして、今回、これらの、そしてまた採用期間につきましても、短期的に徴収率を上げたいということもありまして、任期付という言葉で、そしてまた、本来、フルタイムもいいわけなんですけども、OBの方ということの条件等もございまして、短時間勤務と、それらを総合的にあわせまして、今回の条例の制定に至った理由でございまして、ご理解よろしくお願ひ申し上げます。
辻下正純議長 保井課長。

保井企画部企画人事課長 任期付採用の条例につきましては、当面、先ほどの要件が見込まれるわけでございますが、本質的には期間内に業務が終了される見込みの場合とか、一定期間に限り業務量が増加される場合とか、部分休業などにおきまして採用していくような制度でございますので、任用の1つの充実したものというもので設けるものでございまして、よろしくご理解のほど、お願ひいたします。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 私言っているのは、第5条の場合は、文書の中で句読点がないから、これでは、ちょっと意味がわかりにくいから、これについては文書的に問題ないのかということと、岬町という条例第何号と入れる中の岬町が抜けているとすれば、これは文書上問題ないのかということをお尋ねしたんですけども。その点は、ちょっと5条の件を詳しく説明されたんかなというふうに思うんですけども、その点はもうちょっと確認をしたいと思ひます。

それで、白井部長の方から説明あって、任期付については一定の理解はちゃんとしていますけども。ただ、そういう制度が、こういう資格がなかったらできないというんなら、今までもっと早いことこの対応ができていたら、もっと徴収率は上がってたんちがうかというような感じがするんですが、今日までするのは、法律とかそういうもんで何かやれなかったというのがあるのかどうか、その点だけちょっとお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上です。

辻下正純議長 白井部長。

白井住民部長 私の方から、再度もう1度お答えさせていただきます。

徴収の職員につきましては、現在3名で行っているわけなんですけども、実質的に2名の状態でございまして、こういう2名または3名の職員でしたら、日常のお納め願ひました納付関係の消し込みとか、そういう整理業務だけに追われまして、なかなか各滞納者の方への戸別の徴収に訪問するとか、そういうことはできない状況でございまして。そういうところがありまして、今回の任期付採用職員を採用することによりまして、難しい課税部門等協力も得まして、そして、2

人1組でペアになって、こういう形の徴収率の対応のために戸別訪問させていただきたいと考えているところでございます、職員数、厳しい状況の中でございます、そういう状況で、なかなか戸別には対応できないという実態でございますので、それを解消したいと、そういう趣旨でございますので、よろしくお願い申し上げます。

辻下正純議長 竹本部長。

竹本企画部長 お答えいたします。

句読点の部分については、非常に長くなりますけど、問題ないと思っております。

それと、もう1点の岬町につきましては、最終日までに訂正をいたしたいと思います。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程24、議案第23号「岬町後期高齢者医療に関する条例を制定する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程24、議案第23号、岬町後期高齢者医療に関する条例を制定する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、後期高齢者医療制度の実施に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。議案書の裏面をごらん願います。

まず、第1条につきましては、岬町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び大阪府後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、この条例で定める旨を規定しております。

次に、第2条は、岬町が行う事務として、保険料の徴収並びに法令に規定する事務のほか、町が行う事務を次の各号で規定しております。主な事務の内容としては、葬祭費の支給申請の受け付け、保険料の額に係る通知書、すなわち保険料通知決定書でございますけども、その引き渡し、保険料の徴収猶予及び減免の申請の受け付け及び処分に係る通知書の引き渡し、所得に係る申告書の受け付け及びこれらに付随する事務となっております。

第3条は、岬町が保険料を徴収すべき被保険者を本町に住所を有する満75歳以上の者を、また病院等に入院した際、岬町に住所を有している者を被保険者とすることを定めております。

第4条は、普通徴収の方法により、保険料を徴収する場合の保険料の納期を定めており、7月から翌年3月までの毎月分をその月の月末までに、ただし、12月は25日まで納付することとしております。

また、第2項では、毎月の納付期限が休日に当たる場合はその翌日を納期限に、第3項では、定められ納期限によりがたい者の納期限は町長が別に定める旨を、第4項では、保険料の納期ごとの分割金額に係る端数処理について規定しております。

次に、第5条は、保険料の督促手数料を定めており、督促状1通につき100円としております。

次に、第6条では、延滞金について定めており、納期限の翌日から納付の日までの期間で、納付金額が2,000円以上である場合、その納付金額につき年14.6%、納期限の翌日から1カ月間は7.3%でございます。その割合で計算した金額に相当する延滞金を科することとしております。

また、第2項では、うるう年における日割り計算に関する規定を、また、第3項では、やむを得ない理由があるときは延滞金を減免する旨を規定してございます。

次に、第7条から第9条までは、過料に関する規定でございます。第7条では、正当な理由がなく、保険料徴収に関する文書の提出及び提示の命令に従わなかった被保険者などに過料を科す旨を、第8条では、不正な行為により保険料の徴収を免れた者に対して過料を科す旨を、また、第9条では、7条及び8条の過料の金額は、情状により定める旨を規定しているところでございます。

次に、第10条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める委任規定を定めてございます。

次に、附則第1条では、施行期日を定めまして、平成20年4月1日から施行することとしております。

附則第2条では、平成20年における被扶養者であった被保険者は、4月から9月までの期間は保険料が徴収されないため、第4条に規定する普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期減については、7月を10月に振りかえる旨を規定してございます。

附則第3条につきましては、延滞金の割合の特例を定めており、当分の間、納期減の翌日から1カ月間を経過するまでの間の割合については、特例基準割合を適用して計算する旨を規定しております。

以上が本条例の内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町後期高齢者医療に関する条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程25、議案第24号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程25、議案第24号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定及び休息時間の廃止に伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

新旧対照表をごらんください。

第2条第2項では、1週間の勤務時間を規定するものですが、旧の欄では、再任用短時間勤務職員の勤務時間を定めていましたが、新の欄では、任期付短時間勤務職員を加え、これらの勤務時間を、休憩を除き、1週間当たり32時間を超えない範囲とするものです。下限の16時間を除いていますのは、今後、育児休業などで短時間の雇用が生じる可能性に備えるため、上限だけの32時間を規定するものでございます。

第3条及び第4条の改正は、新の欄に任期付短時間勤務職員を加えるものでございます。

第7条をごらんください。第7条では、旧に欄にある休息時間の規定を削除するもので、休息時間を廃止するものでございます。この件につきましては、先般、職員組合との合意も得ております。

第12条及び第18条は、任期付短時間勤務職員を加えるものでございます。

以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代議員。

田代 堯議員 竹本部長、先ほど、私、条例、議案の22号でも質問をしたんですけども、施行期日が、これでは同じ任期付職員の採用に関する、これは提案理由やしな、それがここでは20年4月1日から施行すると、こうなっている。一たん閉じた議案を出すんとかがうんやけども、さっきも質問したように、ここでは公布の日から施行するとなると、ちょっとおかしいんちがうんかなと思う。公布の日から施行して、採用してから、例えば3月議会が終わってから、いろいろ手続もあると思うんですが、よっしゃと、議会にオーケーもらった時点で採用した場合に、これは4月から1日から、今度はこっちの方の任期付職員の採用に関する条例という、つまり職員の勤務時間とか休暇にするのは4月1日からとうとてるのは、だから同じ期日に施行日をあわせ

ないかんのちがうかなということが、ちょっと私思うんですが、その点、再確認をしたいと思うんですけどね。要らんねんやったらかめへんで、僕は必要やと思うけどね、これ。施行日を一緒にせなあかん。

辻下正純議長 保井課長。

保井企画部企画人事課長 施行期日につきましては、各条例において違いがあるということでご質問されているところでございますが、今回の4月1日から施行することに関するのと、公布の日から施行することに関することにつきましては、条例別に考えておりますので、特に条例に基づいて施行していきたいというふうに考えております。

田代 堯議員 同じとちゃうんかな。それでいいんかな、ほんまに。いいんやったらいいけども。もう1回確認だけしておきます。

辻下正純議長 竹本部長。

竹本企画部長 済みません。特に問題はないと思います。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 休暇の関連で、もし間違うてたらあれですけど。昨年の末の休暇から新年度の休暇までの間の件ですけど、苦情があったんかなかったんか、ちょっとお聞きしたいんですけど。一応、岬町としたら、29日まで出勤するということになっているのが、ちょうど土曜日に入ると。土・日からずっといくと、5、6日まで休みになると。29日から休みになるということは、9日間の休みになるので、これについて、29日が土曜日になったから出勤できないということと、やむを得ないんだと思うんですけど、これについて苦情があったかなかったかということと、こういうふうになった場合は、もう1度、29日のかわりとかいうような考えるそういう何はあるのかないか、一遍町長にお聞きしたい。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 和田議員のご質問にお答えいたします。

私の方に1件、苦情が届いているのはございました。ただ、これにつきましては、年度年度によつての曜日の問題がありますので、それはどう動かしてもかわりはなくなるということでございますので、それについてはご理解、その方にも賜ったところでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 和田勝弘議員。

和田勝弘議員 苦情があって、本人には説明して、それで納得してもらたということで、それでいいんだと思うんですけど。今度29日が土曜日になるというのはいつ来るかわかりませんが、

そのようなときは考える、そんなんは全然ないということですか、それだけちょっと。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 現在のところ、特段考える予定はございません。

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程26、議案第25号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程26、議案第25号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、財政の健全化への寄与を図るため、非常勤の職員の報酬額の減額について、本条例に所要の改正を行うものであります。

報酬の見直しの概要は、教育委員会などの年額報酬につきましては、原則10%の減、日額、委員報酬につきましては「7,500円」を「6,500円」に減額し、委員長は500円を加算し7,000円とすることを原則として、別表を改めるものです。

なお、選挙に関連する委員等については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の以下の額に見直しております。また、新たに保険センターに予防接種健康被害調査委員会を設置するものなどがございます。

以上が条例改正の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたい

と思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田代議員。

田代 堯議員 今の説明でいきますと、各管理委員会の委員の手当6,500円、国の基準に定めるところやということなんですけども、町職員が、現在、投票所のご苦勞なさっていただいているんですが、それ職員でやった場合、どのぐらいの金額になるのか、その点の算出をちょっとお尋ねしたいのと、どうしても職員でなければ、管理者、立会人というのはまた別として、それ以外の立ち会いをなさる方については、アルバイトではだめなのかということをご確認をしたいと思いますけどもね、その辺はどうでしょうか。

辻下正純議長 暫時休憩したいと思いますけど、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 それでは、暫時休憩します。

(午後1時48分 休憩)

(午後2時28分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 田代議員のご質問にお答えをさせていただきます。

アルバイト職員の投票事務、また期日前投票所での従事の状況ですけども、投票事務におきましては、平成17年9月11日に衆議院議員選挙がございました。その中で投票所が13カ所ございまして、約5名程度、アルバイトの方を動員しております。また、期日前投票につきましては、さきに行われました大阪府知事選挙、こちらの方で3名のアルバイト職員を雇用しております。

以上でございます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います

います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程27、議案第26号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程27、議案第26号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、財政の健全化への寄与を図るため、特別職の地域手当の廃止について、本条例に所要の改正を行うものでございます。

地方自治法第204条は、市町村が独自に定める条例により、特別職の地域手当についても支給できるものですが、厳しい財政状況のもとで、さらなる行財政改革を図るため、町長の給料につきましては、既に30%カットを行っているところですが、これに加えて、地域手当3%を廃止するものです。

新旧対照表をごらんください。

第2条では、旧の欄にある地域手当の規定を削除するものです。

第6条も同様に、旧の欄にある地域手当に係る規定を削除するものです。

施行期日は、平成20年4月1日からです。

なお、これによる効果額は、年間約26万円を見込んでおります。

以上が条例改正の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程28、議案第27号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程28、議案第27号、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、財政の健全化への寄与を図るため、教育長の地域手当の廃止について、本条例に所要の改正を行うものであります。

教育長の地域手当につきましては、特別職と同様に、市町村が独自に定める条例により、教育長の地域手当3%を支給しているところですが、厳しい財政状況のもとで、さらなる行財政改革を図るため、教育長につきましても、既に15%カットを行っていますが、これに加えて、地域手当を廃止するものです。

新旧対照表をごらんください。

第3条の旧の欄にある地域手当に係る規定を削除するものです。

施行期日は、平成20年4月1日からでございます。

なお、これに係る効果額は、年間約24万円を見込んでおります。

以上が条例改正の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程29、議案第28号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程29、議案第28号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定及び財政の健全化への寄与を図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をごらんください。

最初に、任期付採用職員の給料月額を規定するため、第4条の3を新たに設け、給与月額を規定するものです。

第15条第2項第2号は、任期付短時間勤務職員の通勤手当の要件を規定するものです。

次のページの第17条は、任期付短時間勤務職員を加え、時間外勤務手当の要件を規定するものです。

第22条では、任期付職員の期末手当について規定するものです。

次のページの第23条につきましては、任期付職員の勤勉手当について規定するものです。

第24条につきましては、第14条の扶養手当、第15条の住居手当について、任期付短時間職員に適用しないとする規定でございます。

第27条は、条文に任期付短時間勤務職員を加える改正でございます。

続きまして、条例案をごらんください。

附則の施行期日では、この条例は、平成20年4月1日から施行するものです。

給料の額の特例としまして、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間は、職員の給与月額を3%減額するものでございます。ただし、退職手当の算定の基礎となる給与月額は減額しない額とするものです。この件につきましても、先般、職員組合との合意を得たものでございます。

以上が条例改正の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程30、議案第29号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程30、議案第29号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、財政の健全化への寄与を図るため、特殊勤務手当の一部の廃止について、本条例に所要の改正を行うものであります。

特殊勤務手当は、危険、不快、不健康な業務や困難な業務に従事した職員に支給するもので、本町では、前回の議会で変則勤務手当を廃止し、現在、6種の特殊勤務手当を設けております。

新旧対照表をごらんください。

6種の特殊勤務手当は、旧の欄、第2条に示しております。このうち収入促進事務手当と搬送業務手当を廃止し、新の欄、第2条に示す4種の特殊勤務手当にするものです。

次に、第3条では、第1項の収入促進事務手当の規定を削り、第6項の搬送業務手当を削るものです。廃止の理由は、収入促進事務手当と搬送業務手当は困難な業務として、今まで特殊勤務手当としてきましたが、業務の一環として取り組むことから、今回廃止するものです。この件につきましても、先般、職員組合との合意を得たものであります。

以上が条例改正の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託すること

に決しました。

辻下正純議長 日程31、議案第30号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程31、議案第30号、岬町特別会計条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、高齢者の医療の確保に関する条例第49条の規定により、後期高齢者医療に関する収入及び支出を経理するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、ご説明申し上げます。議案書の裏面を、また、新旧対照表もあわせてごらん願います。

第1条に、後期高齢者医療事業を経理するため、岬町後期高齢者医療特別会計を加えるものでございます。

なお、後期高齢者医療制度において、本町が行う事務は、保険料の徴収、各種の届け出及び申請書の受け付けなどとなっており、本会計におきましても、これらの事務事業に係る経費を計上することといたしております。

附則におきまして、この条例は、平成20年4月1日から施行することとしております。

以上が本条例の改正の内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町特別会計条例の一部を改正する件」については、会議規

則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程32、議案第31号「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程32、議案第31号、岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、ご説明させていただきます。議案書の裏面を、また、新旧対照表もあわせてごらん願います。

この改正条例につきましては、第1条が、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を、また、第2条が、岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正を、また、第3条が、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する内容となっております。それぞれの改正の内容につきましては、いずれも中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国者の自立の支援に関する法律の一部改正により、中国残留邦人に対して、医療費給付を初めとする新たな支援を行うことになり、この医療費給付につきましては、生活保護法による給付とみなすこととされていることから、今般、老人医療費、身体障害者及び知的障害者の医療費並びにひとり親家庭の医療費の対象助成者から除外する内容となっております。

次に、附則におきまして、この条例は、平成20年4月1日から施行することとしております。

以上が本条例の改正内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思

います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程33、議案第32号「岬町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長 日程33、議案第32号、岬町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する件について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、都市計画法の改正に基づき、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。

岬町ラブホテル建築等規制条例の一部を次のように改正するものでございます。

第4条第2号中「法第43条第1項第6号に該当する土地」を「市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地及び市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際、既に宅地であった土地」に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行することといたしております。

以上が本条例の改正の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程34、議案第33号「岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

松永事業部長 日程34、議案第33号、岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部を改正する件について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、先ほどの岬町ラブホテル建築等規制条例と同様に、都市計画法の改正に基づきまして、本条例に所要の改正を行うものです。

議案書の裏面及び新旧対照表をご参照ください。

岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部を次のように改正するものでございます。

第4条第2号中「法第43条第1項第6号に該当する土地」を「市街化区域に隣接し、又は近

接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地及び市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際、既に宅地であった土地」に改め、別表第1の中の「法第43条第1項第6号」を「この条例第4条第1項第2号の本文」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行することといたしております。

以上が本条例の改正の内容でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町パチンコ遊技場等及びゲームセンター建築等規制条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程35、議案第34号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程35、議案第34号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、健康保険法の一部を改正する法律において、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今般の改正条例は、ごらんのとおり、改正条項が多岐にわたるため、改正内容の要点を取りまとめた概要版を作成いたしまして、ご配付申し上げております。つきましては、本条例の改正の内容の説明につきましては、岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要によってご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。こういう1枚物の概要版でございます。これに基づきまして説明させていただきます。

まず、本条例の主な改正内容につきましては、葬祭費の支給額の引き上げ及び医療制度改革に伴う特定健診、特定保健指導を保健事業とする旨の改正を、また、後期高齢者医療制度の創設による後期高齢者支援金等に係る保険料の創設並びに保険料の減免規定の改正が主な内容でございます。それでは、概要に従いまして説明させていただきます。

まず、1点目は、第8条に規定する葬祭費に関する見直しでございます。葬祭費の支給額を2万円から3万円に引き上げるとともに、健康保健法等他の規定により葬祭給付を受けることができる場合、併給して支給しない旨を規定してございます。

次に、第2点目は、第10条に規定する保健事業の追加でありまして、本年4月から保険者に実施が義務づけられる特定健診、特定保健指導を保健事業として行う旨を規定しております。

第3点目は、第12条の2に規定する保険料の賦課額の見直しでありまして、後期高齢者医療制度の創設に伴い、保険料の賦課額に後期高齢者支援金等賦課額を追加するものでございます。これにより保険料は、基礎賦課額、すなわち医療費分でございます、それと後期高齢者支援金等賦課金並びに介護納付金賦課額の3つとなる予定でございます。

第4点目は、第12条の3に規定する一般被保険者に係る基礎賦課総額の見直しでありまして、医療費制度の改革により、新たな費用等が伴うことから、一般被保険者に係る基礎賦課総額を規定するための支出見込額に、高額介護合算療養費の支給に要する費用、後期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を是正し、被用者保険者との財源を調整するための前期高齢者納付金等の納付に要する費用を追加するとともに、老人保健法による医療費拠出金、すなわち老人保健医療費拠出金を削除するものでございます。

次に、第5点目は、第16条及び第16条の5の2に規定する一般被保険者及び退職被保険者等に係る基礎賦課額の保険料率の見直しでありまして、保険料のうち世帯別平等割額について、被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより単身者となる特定世帯については、5年間に限り、世帯平等割額を半額とする負担軽減措置を講じるものでございます。

第6点目は、第16条の6に規定する基礎賦課限度額の見直しでありまして、一般被保険者及び退職被保険者等の限度額を国の基準に準じまして、56万円から47万円に引き下げるものでございます。なお、介護保険納付金賦課額の限度額は9万円に変更なく、後ほどご説明申し上げます後期高齢者支援金等賦課額の限度額は12万円としておりますことから、限度額の合計額につきましては、65万円から68万円となる予定でございます。

次に、第7点目は、第16条の6の2から第16条の6の11までの規定を追加しております。後期高齢者支援金等賦課に関する規定の追加でございまして、後期高齢者医療費の創設に伴う新たに設けられたものでございます。

まず、(1)の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等基礎賦課総額は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等及び病床転換支援金の額から、それに充当されます国庫負担金等の特定財源を控除した、いわゆる一般財源の額とするものでございます。

また、(2)の後期高齢者支援金等賦課額の内容につきましては、従来と同様に、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とするものでございます。

次に、(3)の後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び算定につきましては、基礎賦課額と同じように算定するもので、アの所得割につきましては、後期高齢者支援金等賦課総額に100分の40を、イの資産割につきましては100分の10を、また、ウの被保険者均等割額につきましては100分の35を乗じて得た額を、また、アの所得割につきましては、一般被保険者に係る前年度の基礎賦課額の総所得金額の総額で除した率を、イの資産割につきましては、当該年度の土地及び家屋に係る固定資産税総額を除した率を、また、ウの被保険者均等割については、当該年度初日における一般被保険者の数で除した額とし、その率、また額を個々の総所得金額や固定資産税額及び被保険者数で除して算出することといたしております。

続きまして、裏面をごらんになっていただきたいと思います。

次に、エでございます。次にエの世帯別平等割額につきましては、基本的には、総額に100分の15を除した額を一般被保険者の属する世帯で除した額とするものですが、被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより単身者となる特定世帯につきましては、5年間に限り、世帯別平等割を半額とする負担軽減措置を講じるものでございます。

また、(4)につきましては、後期高齢者支援金等賦課限度額につきましては、12万円とするものでございます。

次に、8点目は、第19条に規定しております賦課期日後における納付義務の発生、消滅等があった場合の見直しでありまして、今回追加される後期高齢者支援金等賦課額についても、賦課

期日後、被保険者に異動があった場合、現行と同様の月割り計算を行う旨の改正でございます。

次に、第9点目は、第20条に規定する保険料の減額規定でありまして、保険料が減額されている世帯において、被保険者が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被保険者数が減少しても、5年間に限り、従前と同様の軽減措置が受けられる措置を新たに追加するものでございます。また、これまで申請制でございました被保険者の2割軽減措置につきましては、この申請制を廃止し、収入申告済みの収入額において、自動的に判定を行うことといたしております。

次に、第10点目は、第24条に規定する延滞金の減免規定の追加でありまして、やむを得ない理由により保険料を延滞する被保険者に対して、延滞金を減免することができる旨を規定しております。これは追加するものでございます。

次に、第11点目は、第26条に規定する保険料の減免規定の見直しでありまして、被扶養者であった者に対する保険料の減免規定及び収入が著しく減少した者に対する減免規定を新たに設けるものであります。

この具体的な内容及び基準につきましては、減免取扱要綱に定めることとしておりますが、その内容につきましては、(1)の被扶養者であった者の保険料の減免につきましては、被用者保険の加入者が後期高齢者医療に移行することにより、その被扶養者であった者が国保に加入することにより、満65歳以上の者に対しまして、申請のあった月から、その年度末に限り、応益である所得割及び資産割を賦課せず、応益割の被保険者均等割額を半額とし、また、被扶養者であった者のみで構成される世帯につきましては、世帯別平等割額を半額とする規定を行っております。ただし、7割、5割、2割の軽減に該当する方につきましては、この減免の対象には該当するものではございません。

また、(2)の収入が著しく減少した者に対する減免につきましては、事業不振、事業の廃業・休業、失業等により、収入が著しく減少した者に対して、申請のあった月からその年度末に限り、所得額の減少割合に応じて減免する内容となっているところでございます。

最後に、第12番目は、附則に関する見直しでありまして、まず、この改正条例の施行は、平成20年4月1日としております。

次に、国民健康保険法の附則が項から条に改正したことに準じ、本条例の附則も条に改正したところでございます。

次に、後期高齢者医療制度に移行することにより国保の資格を失う者で、喪失した日から5年間に限り、同一の世帯に属する特定同一世帯所得者についても、附則に規定する特例が適用できる旨の改正などを行っております。

また、この改正条例の附則におきましては、岬町国民健康保険事業財政基盤安定基金条例についても、今回の改正内容に準じまして、所要の改正を行ったところでございます。

以上が本条例の改正の内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程36、議案第35号「岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 日程36、議案第35号、岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部が改正されたことに伴い、平成17年度の税制改正に対応するために、平成18年度及び19年度に講じた介護保険料の負担増加に対する激変緩和措置を平成20年度も継続して実施するため、本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面及び新旧対照表をごらんください。

今回の改正は経過措置でありますので、附則の改正です。附則の第3条の見出しの文面中「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改正し、第3条に、記載のとおり、新たに第3項を加えるものでございます。第3項の1号から7号の各金額につきましては、平成19年度と同額の金額を定めております。これは平成17年度の地方税制の改正に伴い、町民税非課税から町民税課税になった結果、介護保険料が大幅に上昇する被保険者に対し、平成18年度、19年度と2カ年にわたり段階的に引き上げて、平成20年度に条例本則の第5条に規定された保険料額に到達するという激変緩和措置を実施中ですが、今回、政令の改正により、市町村は、平成20年度においても引き続き激変緩和措置を行うことができるようになったために、平成20年度も19年度と同じ保険料額で激変緩和措置を継続して実施できるように改正するものでございます。

また、附則としまして、改正の施行日を平成20年4月1日と定めるものです。

本件につきましては、厚生委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、厚生委員会に付託することに決しました。

辻下正純議長 日程37、議案第36号「岬町公民館条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。教育部長、岡田耕治君。

岡田教育部長 日程37、議案第36号、岬町公民館条例の一部を改正する件につきまして、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、淡輪公民館冷暖房使用期間中における利用者の冷暖房使用の選択性を広げるため、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容についてご説明します。

岬町公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表をご参照願います。

淡輪公民館は、築35年を経過し、今般、空調設備の改修を行い、コイン式に変更することに伴い、旧表の各部屋使用料の下段にある括弧書き、冷暖房使用料について削除するものであります。

引き続きまして、岬町淡輪公民館条例の一部を改正する条例（案）の附則についてご説明します。

第1項は、施行期日を定めており、平成20年4月1日から施行することとしております。

第2項では、経過措置を定めております。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町公民館条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教委員会に付託すること

に決しました。

辻下正純議長 暫時休憩します。

(午後3時14分 休憩)

(午後3時15分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

辻下正純議長 お諮りします。

町長から提出された議案第22号「一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件」について、訂正したいとの申し出があります。

「一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件の訂正の件」を日程に追加し、追加日程38として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。「一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件の訂正の件」を追加日程38として、議題とすることに決定しました。

本件について、訂正の理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程38、一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件の訂正についてでございます。

3月4日提出した一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件につきまして、次の理由により、別紙のとおり訂正したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

件名、一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件。

理由といたしまして、附則第2の第2条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成20年条例第 号)第4条の規定により採用された職員」を加える。この文言を第2条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成20年岬町条例第 号)第4条の規定により採用された職員」に、「岬町」という文字の欠落により訂正するものでございます。

よろしく申し上げます。

辻下正純議長 お諮りします。

ただいま議題となっております「一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件の訂正

の件」を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、「一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件の訂正の件」を許可することに決定しました。

辻下正純議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんは、委員会付託分の審議について、よろしく願いたします。

なお、次の会議は3月25日午前9時30分から予定の議会運営委員会、午前10時から予定の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうも本日はご苦労さんでございました。

(午後3時40分 散会)

以上の記録が本町議会平成20年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年3月5日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 岡 本 重 樹

議 員 辻 下 文 信